

上田市 利用者負担額(保育料)徴収基準額

各月初日の子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担(保育料)の月額	
区分	定義	3歳未満児	
		保育 標準時間	保育 短時間
第 1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円
第 2-1	市町村民税非課税世帯	母子世帯及び父子世帯並びに在宅障害児(者)のいる世帯	
第 2-2		7,500円	6,000円
第 3-1	市町村民税均等割額のみの世帯(所得割課税額のない世帯)	母子世帯及び父子世帯並びに在宅障害児(者)のいる世帯	
第 3-2		13,500円	12,000円
第 4-1	市町村民税所得割課税額 48,600円未満	母子世帯及び父子世帯並びに在宅障害児(者)のいる世帯	
第 4-2		17,000円	15,500円
第 5	所得割課税額 48,600円以上 60,000円未満	21,500円	20,000円
第 6	所得割課税額 60,000円以上 75,000円未満	22,500円	21,000円
第 7	所得割課税額 75,000円以上 97,000円未満	27,500円	26,000円
第 8	所得割課税額 97,000円以上 111,000円未満	33,500円	32,000円
第 9	所得割課税額 111,000円以上 135,000円未満	36,500円	35,000円
第 10	所得割課税額 135,000円以上 169,000円未満	42,500円	41,000円
第 11	所得割課税額 169,000円以上 219,000円未満	48,500円	47,000円
第 12	所得割課税額 219,000円以上 265,000円未満	54,500円	53,000円
第 13	所得割課税額 265,000円以上 301,000円未満	57,500円	56,000円
第 14	所得割課税額 301,000円以上 397,000円未満	61,500円	60,000円
第 15	所得割課税額 397,000円以上	64,500円	63,000円

(注)

- 1 第 2-1、3-1、4-1 階層の定義である「母子世帯及び父子世帯」に該当するのは、原則として児童扶養手当を受給しているひとり親世帯です。また、「在宅障害児(者)のいる世帯」に該当するのは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の保持者、特別児童扶養手当等の支給を受けている児童、又は国民年金の障害基礎年金等の受給者がいる世帯です(手帳の写し等の提出が必要です)。
- 2 一定の条件を満たす場合、利用者負担額(保育料)が軽減されます。軽減の詳細については、裏面をご覧ください。